

○上ノ国町ちよっと暮らし住宅の設置及び管理に関する条例

平成30年3月6日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、上ノ国町ちよっと暮らし住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 上ノ国町へ移住を希望している者（以下「移住希望者」という。）に対し、本町への移住定住を促進するため、気候、風土及び生活が体験できる施設として、上ノ国町ちよっと暮らし住宅（以下「住宅」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
上ノ国町ちよっと暮らし住宅（ゆのたい）	上ノ国町字湯ノ岱253番地1
上ノ国町ちよっと暮らし住宅（いしぎき）	上ノ国町字石崎283番地4

(管理)

第3条 町長は、住宅を常に良好な状態において管理し、その設置目的に即して、最も効率的な運営をしなければならない。

(使用の許可)

第4条 住宅を使用しようとする移住希望者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 住宅を使用できる者は、次に掲げる各号の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 夫婦、親子等（以下「家族」という。）で移住希望者であること。
- (2) 上ノ国町外に住所を有する者であって、現に同居する家族で使用予定であること。ただし、就職活動、住宅探し又は家族の都合により単身でおためし住宅を使用しようとする場合はこの限りでない。
- (3) 転勤等による転入予定者でないこと。
- (4) 住宅の使用に関し、本町が行う施策に協力すること。

(使用の制限等)

第5条 町長は、前条の規定により使用の許可を受けようとする者又は受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号の一つに該当するときは、使用を許可しない、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 公の秩序又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (3) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び上ノ国町公共施設の暴力団排除に関する条例（平成8年上ノ国町条例第12号）に規定する暴力団又は暴力団員の使用又は利益になると認められるとき。
- (5) その他管理上支障があると認められるとき。

（使用期間）

第6条 住宅の使用期間は7日以上30日以内とする。

- 2 使用期間の延長はしないものとする。ただし、町長が、特別に必要があると認めるとき又は施設の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（住宅使用料）

第7条 使用者は、日額1500円とし、日額に使用期間の日数を乗じた額を住宅使用料（以下「使用料」という。）とする。

- 2 前項の使用料には、光熱水費（電気代、上下水道代、ガス代、灯油代）、放送受信料及びインターネット回線料を含むものとする。ただし、飲食費、日常生活にかかる消耗品に要する費用は、使用者の負担とする。

- 3 第1項の使用料は、前納しなければならない。ただし、特別な事情により町長が必要と認めたときは、当該日以後に納入することができる。

- 4 前項により納めた使用料は、これを還付しない。ただし、天災、疾病等町長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（行為の制限）

第8条 住宅及び敷地内において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (2) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為
- (3) 開業すること。
- (4) 興行すること。
- (5) 展示会、その他これに類する催しをすること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を張り付ける又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為
- (8) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為
- (9) 施設内外で建物に害する行為
- (10) 動物等を飼育すること。ただし、町長の許可を得た場合はこの限りではない。

- (11) その他施設の使用にふさわしくない行為

（使用許可の取消し）

第9条 町長は、使用者に第7条及び前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第4条の規定による使用許可を取り消すことができる。

(住宅の明渡し)

第10条 使用者は、使用期間満了日及び前条の規定に基づき使用許可を取り消された場合にあっては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 使用者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項後段の規定に基づき使用者が行う原状回復の内容及び方法については、使用者と協議するものとする。

(立入り)

第11条 町長は、住宅の防火、火災の延焼及び構造の保全並びにその他住宅の管理上特に必要があるときは、あらかじめ使用者の承諾を得ることなく、住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由があるときを除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第12条 使用者等は、故意又は過失により、施設、設備等を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときはこの限りでない。

2 町長は、第5条の規定に基づく使用の制限等により、使用者等が被った損害については、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第13条 住宅の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 住宅の管理運営に関する業務

(2) 住宅の施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) 住宅の使用許可、使用料の徴収等に関する業務

(4) その他町長が必要と認める業務

(指定管理者制度による適用)

第15条 第13条の規定により指定管理者に業務を行わせる場合にあっては、第3

条から第11条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。